〇〇弁護士会　　御中

**刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正に向けて、懇談の申し入れ**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２０２３年〇月〇〇日

 　　　　　　　　　　　　　　　　　日本国民救援会〇〇本部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　〇〇　〇〇

国民の基本的人権を擁護し、社会正義の実現に向けてご活躍されている貴弁護士会の活動に敬意を表します。

　私ども国民救援会は、１９２８年に創立され、今年９５周年を迎える人権団体です。戦前は治安維持法事件の犠牲者とその家族の救援を行いました。戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤に、松川事件をはじめ数多くの弾圧・政治的謀略事件や、そして免田、財田川、松山、島田４死刑再審事件をはじめ、冤罪事件の支援を行ってきました。現在は、袴田事件、名張毒ぶどう酒事件など日弁連も支援をしている多くの冤罪事件の支援活動を行っています（詳しくは、同封の日本国民救援会を紹介する資料をご参照ください）。

　国民救援会は、冤罪事件の支援に取り組む中で、現行の再審制度には多くの不備があり、無実の人々を早期に救済するうえで大きな障害となっていることを痛感しています。現在、個別事件の解決とあわせて、現行の再審制度の抜本的な改革を求めています。

　とくに喫緊の課題として、再審における証拠開示制度の確立や、再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止などを実現し、刑事再審法制に適正なルールの確立を求めて運動をすすめています。その具体的な取り組みとして、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める地方議会での意見書採択運動をとりくんでいます。２０２２年１２月末現在で１２４の地方議会で意見書の採択を得ることができました。

　日本弁護士連合会は、２０１９年の第６２回人権擁護大会において「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を満場一致で可決されました。そして、昨年６月には再審法改正実現本部を発足して、日弁連が総力をあげて、全国の単位弁護士会でも再審法改正の実現にむけて具体的な取り組みを開始したとお聞きしております。私たちは、これを心から歓迎します。そして、再審が真に無辜の救済のために本来の機能を発揮するという目的において、貴弁護士会との協力や連携を広げていきたいと考えております。

　つきましては、再審法改正に向けて意見交換できる機会を設けていただきたく、貴弁護士会に懇談を申し入れた次第です。ご都合のつく日程をご指定いただければ幸いです。

　連絡先　　日本国民救援会○○本部

　　　　　　住所と連絡先と代表者の氏名の電話、FAX、Eメールなど記載する